

1.6 教員組織（大学・大学院）

【評価項目 11-0-1】 教員組織

- （必須要素）学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- （必須要素）主要な授業科目への専任教員の配置状況
- （必須要素）教員組織における専任、兼任の比率の適切性
- （必須要素）教員組織の年齢構成の適切性
- （必須要素）教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性
- （選択要素）教員組織における社会人の受け入れ状況
- （選択要素）教員組織における外国人研究者の受け入れ状況
- （選択要素）教員組織における女性教員の占める割合
- （必須要素）大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性（大学院）
- （選択要素）任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況（大学院）

【評価項目 11-0-2】 教育研究支援職員

- （必須要素）実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- （必須要素）教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- （選択要素）ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性
- （必須要素）研究支援職員の充実度（大学院）
- （必須要素）「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（大学院）
- （選択要素）高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況（大学院）
- （選択要素）ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性（大学院）

【評価項目 11-0-3】 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

- （必須要素）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（大学・大学院）
- （必須要素）教員選考基準と手続の明確化
- （必須要素）教員選考基準における公募制の導入状況とその運用の適切性
- （選択要素）任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

【評価項目 11-0-4】 教育研究活動の評価

- （必須要素）教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- （必須要素）教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【評価項目 11-0-5】 大学院と他の教育研究組織・機関との関係

- （必須要素）学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

<2003年度に設定した目標>

1. 任期制も含めた多様な教員の採用形態の検討
2. 非常勤講師の採用部局による弾力的運用
3. 教育補助者、研究補助者の各部局による効率的採用

（現状の説明）

1. 教員組織

(1) 大学

2005年5月1日現在、大学の専任教員数は 383名（助手1名除く）であり、設置基準上必要専任教員 338名を上回っている。

本学の特徴としては、神学部を除く各学部専任教員による宗教主事という役職を置き、キリスト教科目を担当するとともにチャペルアワーの運営等、学部のキリスト

教活動の中心的役割を担っている。また、各学部には宣教師の定員枠1名が割り当てられている（理工学部と総合政策学部は未就任）。

任期制教員は、特別任期制教授（3名）、英語常勤助教授（1名）、外国人常勤講師（8名）、英語常勤講師（15名）、日本語常勤講師（1名）、中国語常勤講師（3名）、朝鮮語常勤講師（1名）の計32名配置しており、非常勤講師（兼任講師）は878名である。（大学基礎データ表19参照）

大学全体の専任教員1人当たりの在籍学生数は48.7名であり、60名を超えている学部があるが、主に専任教員の欠員による場合である。

専任教員の年齢構成は、26歳～30歳1名、31歳～40歳71名、41歳～50歳118名、51歳～60歳135名、60歳以上58名で、平均年齢は50.4歳となっている。

（大学基礎データ表21参照）

専任教員383名のうち外国人教員は27名（6.0%）、女性教員は46名（10.2%）、本学の学部あるいは研究科出身の専任教員は152名（33.6%）である。

(2) 大学院

大学院博士課程前期課程の大学院設置基準上求められている研究指導教員の合計数は72名、研究指導教員および研究指導補助教員の合計数は134名であるが、実数は各275名と330名である。博士課程後期課程の大学院設置基準上求められている指導教員の合計数は76名、指導教員および指導補助教員の合計数は142名であるが、実数は各195名と327名である。いずれも実数は大学院設置基準を大きく上回っている。

専門職大学院においても、専任教員の合計は70名であり、専門職大学院設置基準上必要専任教員53名を上回っている。

任期制教員については、専門職大学院の任期制実務家教員が28名（40.0%）である。

2. 教育研究支援職員

(1) 大学

教育・研究補助者として、専任職で実験助手・教育技術主事を理工学部（9名）、総合教育研究室（3名）、情報メディア教育センター（1名）を配置し、任期の定めのある教育・研究補助者として文学部総合心理科学科契約助手（2名）、社会学部社会福祉実習助手（4名）、理工学部契約助手（3名）、総合政策学部メディア情報学科契約助手（1名）を配置している。これらの教育・研究補助者のほか、実験実習指導補佐・教務補佐を各学部に配置している。

ティーチング・アシスタントの制度としては、「教学補佐（Teaching Assistant, T.A.）に関する規程」を設け、当該大学院研究科学生の中から教学補佐を採用し、各学部に配置している。業務としては、授業の補佐、研究室・図書室・PC教室運営などの教育支援業務、入学試験、入学式、卒業式およびその他学部の行事に関する補助業務、試験監督およびこれに付随する補助業務、学部学生向けの成績発表などの教務事務の補助等がある。また、「授業補佐（Student Assistant, S.A.）に関する規程」を設け、「コンピュータ基礎」をはじめとする情報処理の基礎科目の授業補佐として、大学院学生・学部学生から採用し文学部、総合政策学部、情報メディア教育センターに配置している。

(2) 大学院

リサーチ・アシスタントの制度としては、「リサーチ・アシスタント（Research Assistant, R.A.）に関する規程」を設け、本学大学院研究科博士課程後期課程在学の学生から採用し、各研究科に配置している。リサーチ・アシスタントは、特定の研究課題又は文部科学省等政府系研究助成団体で採択された研究、その他学外資金による研究等共同研究プロジェクトに携わる本学専任教員のもとで、研究補助業務に従事している。また、「関西学院大学COE研究支援者に関する規程」を設け、21世紀COEプログラムに採択された社会学研究科の博士課程後期課程の大学院学生又は満期退学者の中からCOEリサーチ・アシスタントを採用し、拠点プログラムに関する研究の補助業務に従事している。（大学基礎データ表19参照）

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

(1) 大学

専任教員の採用については、「教授・助教授・専任講師・助手任用に関する規程」および「教員選考基準」に基づいて行われており、学部教授会が審査委員会を設けて審査を行い、決議のうえ学長を通じて理事会に推薦する手続をとっている。学部ではなく研究所等に所属する教員（本学では学長直属教員と称している）については、大学評議会が教授会の役割を果たす。また、昇任についても、上記規程に基づき、当該教授会で定める個々の条件等を踏まえ、教授会の責任のもとに行われている。なお、募集方式は各学部に任されているが、公募制を原則としている学部もある。

任期制教員の採用および任期の更新については、「任期を定めて任用する教員に関する規程」、「特別任期制教授に関する規程」、「外国人常勤講師に関する規程」および「言語教育常勤教員に関する規程」に基づき当該教授会、当該評議員会、大学評議会において行われている。

(2) 大学院

大学院教員、大学院指導教員への任用については、「大学院教員及び大学院指導教員選考基準」に基づいて研究科委員会が責任をもって行っている。

専門職大学院においては、「専門職大学院教員任用規程」に基づき、各研究科教授会の責任において行われている。また、任期の定めのあるみなし専任教員の採用については、「法科大学院任期制実務家教員規程」および「経営戦略研究科任期制実務家教員規程」に基づき当該研究科教授会の責任のもとに行われている。

4. 教育研究活動の評価

教員の教育研究活動についての評価は、主に採用、昇任の審査に際して、「教授・助教授・専任講師・助手任用に関する規程」および「教員選考基準」に基づいて行われ、研究業績、研究歴、教育上の経験が基準となっている。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関との関係

大学院の研究指導教員および研究指補助教員は、基礎となる学部や研究所の専任教員が兼務している。言語コミュニケーション研究科は、言語教育研究センターを基礎とする独立研究科であり、各学部所属の外国語担当専任教員が大学院教員および大学院指導教員に任用されている。また、産業研究所、教職教育研究センター所属の専任教員も、

経済学研究科、文学研究科、言語コミュニケーション文化研究科の大学院教員および大学院指導教員に任用されている。

専門職大学院の司法研究科（ロースクール）、経営戦略研究科（ビジネススクール、アカウンティングスクール）では、それぞれ法学研究科、商学研究科とダブルカウントしている専任教員がいる。

学外の教育研究組織・機関との関係では、総合政策研究科が社会との関わりを持ちながら知的訓練を行うために、一般企業、研究所、各種団体・機構、官公庁等との研究協力体制としてリサーチ・コンソーシアム（産官学研究協力機構）を構築している。また、理工学研究科が理化学研究所と連携し、理化学研究所の研究員が研究指導等を担当している。司法研究科は、大阪弁護士会、兵庫県弁護士会と交流し、エクスターンシップの協力を得ている。経営戦略研究科は、神戸市、西宮市、尼崎市等自治体や企業と覚書を交わし、社会人学生を受け入れている。

また、海外の大学との交流協定を締結している研究科は次のとおり。

神学研究科	ベルン大学福音主義神学部（スイス）
社会学研究科	清華大学社会学系（中国）、ボン大学日本文化研究所（ドイツ）、フランス国立社会科学高等研究院現代日本研究所（フランス）
経済学研究科	リール第一大学経済社会学部（フランス）
商学研究科	ウォリック大学ウォリック・ビジネススクール（イギリス）
総合政策研究科	香港大学人文学科・社会科学部（中国）、マードック大学アジア研究所（オーストラリア）

（点検・評価の結果）

1. 教員組織

(1) 大学

本学では大学設置基準に定める必要専任教員数（338名）を上回る専任教員の定数（410名、うち8名は宣教師枠）を設けているため、特に教員組織に問題はないが、欠員のある学部があり、その早期補充が喫緊の課題である。また、任期制教員の採用についても制度的に拡充されてきている。

主要な授業科目、特に必修科目には専任教員を配置しているが、多様なカリキュラムを実施するためには、専任教員に加えて非常勤講師を必要とする場合が多い。

2005年度の大学全体の専任教員1人当たりの在籍学生数は48.7名である。しかし、学部に配置されていない研究所等の専任教員（助手を含む）は、本学ではほとんどが教養教育等を担当していることから、これら16名の専任教員を追加して計算すると46.6名となる。また、特任教員として外数でカウントしている17名の教員のほとんどは、全学開講の言語教育担当のネイティブ教員であり、これら特任教員をさらに加えて計算すると43.0名となる。このように学生数との関係では、教員組織は適切に対応できている。

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等	表14		表19 K G教員実数および按分数							専任教員1人当たり在籍学生		
	取容 定員	在籍 学生数	実数	助手 外数	按分 数	直属按分含	特任 外数	按分 数	外数含 直属按分	実数	直属按分含	外数含 直属按分
	A	B	B 1			B 2			B 3	B/B1	B/B2	B/B3
神学部	100	116	11			11			11	10.5	10.5	10.5
文学部	2,757	3,258	73		3	76		3	79	44.6	42.9	41.2
社会学部	2,360	2,694	51		2	53		2	55	52.8	50.8	49.0
法学部	2,400	2,799	43		2	45		3	48	65.1	62.2	58.3
経済学部	2,492	2,824	47		3	50	2	3	55	60.1	56.5	51.3
商学部	2,420	2,842	39		3	42		3	45	72.9	67.7	63.2
理工学部	1,292	1,384	59		1	60	5	1	66	23.5	23.1	21.0
総合政策学部	1,860	1,988	45		2	47	8	2	57	44.2	42.3	34.9
学部・学科 計	15,681	17,905	368		16	384	15	17	416	48.7	46.6	43.0
研究所等 計			15	1				17				

(2) 大学院

研究指導教員および研究指導補助教員は、各研究科・専攻ともに大学院設置基準を十分に満たしており、教員組織に特に問題はない。

2. 教育研究支援職員

教育・研究補助者は、それぞれの規程に基づき、定められた職務を遂行しており、教員との連携・協力は適切に行われている。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

教員の採用・昇格については、「教授・助教授・専任講師・助手任用に関する規程」および「教員選考基準」に基づき教授会等で厳正に審査・決定されており、特に問題はない。

また、大学院教員および研究指導教員の任用・昇任手続については、規程に基づき厳格に行われている。

4. 教育研究活動の評価

教育研究活動の評価については、各研究科ごとに基準を設けて行っており、全学的な研究活動、教育活動の評価基準は定めていない。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関との関係

他機関との関係では、学内ではA学部B研究科所属、あるいはC研究所D研究科所属という任用形態が通常化している。学外機関との関係は、教員個人の交流はあっても機関同士の協定による人的交流はまだ少ない。海外の協定大学との人的交流は少数ではあるが、研究科ごとに行われている。

(改善の具体的方策)

1. 専任教員の欠員補充については、当該学部において2006年度採用を目指して進める。
2. 「教授・助教授・専任講師・助手任用に関する規程」「教員選考基準」、大学院教員および研究指導教員の任用・昇任については、大学教員組織の整備に係る学校教育法の改正に対応するべく、2007年度改正実施を目途に検討を進めている。